

公共施設への太陽光発電設備（蓄電池併設）導入に関する調査委託業務仕様書

1 業務の概要

(1) 要旨

本仕様書は、「公共施設への太陽光発電設備（蓄電池併設）導入に関する調査委託業務」（以下「本業務」という。）について、真庭市（以下「甲」という。）が本業務の受注者（以下「乙」という。）に対して最低限要求する基準であり、本仕様書以上の提案を求めるものである。

(2) 目的

本業務は、本市において地域脱炭素、再生可能エネルギーの導入促進及び地域のレジリエンス向上のため、市内公共施設を調査し、PPA(エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が、電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。以下同じ。)による太陽光発電設備（蓄電池含む）等設置及び電力供給業務の実施可能な施設（必要な耐荷重を有し、かつ事業採算性があるもの）を選定し、次年度以降の効率的な事業実施につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

① 太陽光発電設備設置検討対象施設の選定

ア 検討対象施設選定調査（発電量、負荷等）

甲が乙に対して提供する調査対象市有施設一覧（別紙 1 を参照。以下「対象施設」という。）の中から、施設用途、所在地、設備設置可能面積、築年数等の情報等をもとに、発電量及び消費電力が多い等導入効果が高いと思われる施設を選定する。

イ 検討対象施設選定調査（耐荷重等）

次の(ア)、(イ)等の方法により、対象施設の中から発電量が多い等導入効果が高いと思われる施設を、甲と協議のうえ、選定する。

(ア) 航空写真（インターネット等で取得可能なものを含む）及び図面等により屋根等の形状を確認し、設置可能面積を定める。

(イ) 設計図面、過去に実施した耐震診断資料等、甲が提供可能な各資料により対象施設の耐震性を確認する。なお、耐震性の確認にあたり、新たな構造計算等は不要とする。

ウ ア及びイの結果をもとに、対象施設の中から太陽光発電設備の設置を検討する施設（以下「検討対象施設」という。）を抽出する。

② 事業性調査

検討対象施設について、設備設置及び事業性に関する調査・検討を行う。

ア 太陽光発電設備設置に関する調査

各種データの調査により、施設の維持管理の状況、構造物としての強度維持の状況、屋根の防水維持状況を確認するとともに、景観上の懸念があるか、日射の障害になるものがあるか等を調査し、発電設備の設置可否の簡易判断を実施する。なお、資料調査で情報が不足する箇所、周辺環境の状況（民家への反射光の影響、自然環境や観光への景観上の影響等）等、資料調査で明らかにならない内容については、必要に応じて現地確認する。

イ 採算性調査

- (ア) 検討対象施設地域の日照実績等を調査の上、各施設の想定発電量を試算する。
- (イ) 設備設置可能性面積、設置位置、設置工法等を定めて、概算工事費（費用内訳を明記）を算出する。
- (ウ) (イ) の概算工事費に対して、蓄電池導入の可能性を検討する。蓄電池導入による事業性があると認められる場合は、蓄電池設置を加算した場合の概算工事費についてもわかりやすく提示すること。なお、導入する蓄電池について、国産又は外国産の別及びメーカーの指定はしないものとする。
- (エ) (イ) 及び(ウ) について、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した場合及び同交付金を活用しなかった場合についての経済的効果（PPA単価）を算出する。

ウ その他調査

- (ア) (4) ①アの対象施設について、乙が甲に対して一覧にない施設を提案することができる。
- (イ) 乙の知見に基づき、必要と思われる検討課題がある場合は甲と協議のうえ、調査・検討を実施する。

③ 太陽光発電設備設置対象施設の選定

ア ①、②の検討結果に基づき、太陽光発電設備設置対象施設を選定する。

イ 太陽光発電設備設置対象施設について、次年度以降に甲が実施する「令和8年度公共施設への太陽光発電設備（蓄電池併設）導入業務」（仮称）のプロポーザルによる発注に必要な条件を整理する。

④ 調査報告書の作成

本業務の調査結果をまとめた報告書を作成する。

ア 本業務に関する調査フロー図

イ 太陽光発電設備設置対象施設選定結果一覧表（対象施設について、導入可否の判断結果、判断理由、蓄電池設置の可能性、経済的効果検証結果をわかりやすく提示すること。）

ウ 「令和8年度太陽光発電設備（蓄電池併設）導入業務（仮称）」仕様書案（プロポーザル）及び同業務計画図（設備配置計画図、システム計画図、計画使用機器一覧）

エ 太陽光発電設備設置対象施設にかかる概算工事費内訳書（蓄電池導入可能性がある場合には、その内訳書もわかりやすく提示すること。）

オ 太陽光発電設備設置対象施設にかかるPPA単価。蓄電池を導入する場合及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用する場合等についても、わかりやすく提示すること。

⑤ 協議・打合せ

乙は、本業務の実施に当たり、適宜、甲と協議・打合せを行い、その議事録を速やかに作成する。作成した議事録は、協議・打合せ参加者への確認を得た後、速やかに甲へ提出するものとする。

2 成果品

乙が甲へ提出する成果物は、次のとおりとする。

(1) 調査報告書 1部

(2) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 1式

※電子データはCD-R、DVD-R又はUSBメモリに収録し、提出するものとする。なお、電子データのソフトウェアはMicrosoft Word 又はMicrosoft Excel を原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途甲と協議するものとする。

3 留意事項

(1) 再委託等の制限

- ① 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- ② 乙は、本業務の一部を第三者に委託する場合は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を甲に対して文書で報告し、承認を得なければならない。
- ③ 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

(2) 権利の帰属

本業務により作成された成果物及び資料の利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として業務の完了をもって乙から甲に移転することとする。

(3) 機密の保持

乙は、本業務の履行に際して知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により
難しい事項が生じた場合は、甲及び乙において協議の上、これを定め、業務を実施す
ることとする。